

議案第141号

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例（平成12年大阪市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(狂犬病予防法等の規定に基づく事務に係る手数料) 第11条 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。 (1) 狂犬病予防法の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く。） 1頭につき3,000円 [(2)~(5) 略]	(狂犬病予防法等の規定に基づく事務に係る手数料) 第11条 [同左] (1) 狂犬病予防法の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付 1頭につき3,000円 [(2)~(5) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

手数料を徴収する狂犬病予防法等の規定に基づく事務の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。